

第9 経過的取扱い関係

(経過的取扱い(1)…廃止前の「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達等の適用)

この法令解釈通達の日付の前日に生じた災害（この法令解釈通達による廃止前の平成23年4月18日付課法2-3ほか2課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）（経過的取扱い(2)において「旧東日本大震災費用通達」という。）の1(1)又は当該廃止前の平成28年6月16日付課法2-5ほか2課共同「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）（経過的取扱い(2)において「旧熊本地震費用通達」という。）の1(1)に定める災害をいう。）に係る災害損失特別勘定への繰入額の損金算入等については、なお、従前の例による。

(経過的取扱い(2)…災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書等の様式)

経過的取扱い(1)にかかわらず、この法令解釈通達の日付の日以後に確定申告書、修正申告書若しくは更正の請求書に添付し、又は提出する次に掲げる明細書又は申請書の様式については、これらの様式のほか、当該明細書又は申請書の区分に応じ、次に定める附表の書式（これに準ずる書式を含む。）に所要の読替えをしたものによることができるものとする。

- (1) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式1又は旧熊本地震費用通達の別紙様式1 法人税基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）をいう。以下経過的取扱い(2)において同じ。）12-2-9の附表（災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書）
- (2) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式2又は旧熊本地震費用通達の別紙様式2 法人税基本通達 12-2-11 の附表（災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書）
- (3) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式3又は旧熊本地震費用通達の別紙様式3 法人税基本通達 12-2-13 の附表（災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書）